

山北町自治基本条例及び逐条解説  
平成 23 年度末時点（案）



平成 24 年 3 月

山北町

# 目 次

## 前文

<b>第1章 総則</b> . . . . .	2
第1条 目的 . . . . .	4
第2条 この条例の位置付け . . . . .	5
第3条 用語の定義 . . . . .	6
<b>第2章 基本原則</b> . . . . .	9
第4条 協働の原則 . . . . .	9
第5条 情報共有の原則 . . . . .	11
<b>第3章 町民の権利及び責務</b> . . . . .	12
第6条 町民の権利 . . . . .	12
第7条 町民の責務 . . . . .	12
<b>第4章 まちづくりと地域活動</b> . . . . .	14
第8条 自治会等まちづくりの主体 . . . . .	14
第9条 地域活動の支援 . . . . .	14
<b>第5章 町の役割と責務</b> . . . . .	16
第10条 町長の役割及び責務 . . . . .	16
第11条 町長の説明責任 . . . . .	16
第12条 町の役割及び責務 . . . . .	18
第13条 職員の役割及び責務 . . . . .	19
第14条 総合計画等各種個別計画 . . . . .	20
第15条 行政改革大綱 . . . . .	21
第16条 行政評価 . . . . .	22
第17条 説明責任 . . . . .	23
第18条 町民からの意見聴取 . . . . .	23
<b>第6章 議会の役割と責務</b> . . . . .	26
第19条 議会の役割及び責務 . . . . .	26
<b>第7章 住民投票</b> . . . . .	27
第20条 住民投票 . . . . .	27
<b>第8章 子ども及び高齢者のまちづくりへの参加</b> . . . . .	29
第21条 まちづくりへの子どもの参加 . . . . .	29
第22条 まちづくりへの高齢者の参加 . . . . .	29
<b>第9章 広域連携</b> . . . . .	30
第23条 他の自治体との連携 . . . . .	30
<b>第10章 条例の見直し</b> . . . . .	30
第24条 条例の見直し . . . . .	30

## 山北町自治基本条例（案）

前文 わたしたちのまち山北町は、神奈川の屋根「西丹沢」山系の表玄関に位置し、清流や豊かな森林に恵まれ、先人達のたゆまぬ努力と英知によって、歴史と文化を守り育んできました。

こうした先人が、守り育んできた美しい自然環境や文化は後世に引きついでいかなければなりません。

わたしたちは、わたしたちのまちを守り育てていくために、「日々の暮らしの中で山北町に住む喜びと誇りを実感できるまち」を目指します。かかる町づくりの理想を実現していくため町民自らが地域のことは地域で考えて、積極的にまちづくりに参画する協働のまちづくりを進めていくため、まちづくりの基本原理としてこの条例を制定します。

### 前文解説

- 1 前文とは法令の趣旨、目的又は基本的な考え方を明らかにするために、法令の名称の次に置かれる文章のことをいいます。

自治基本条例は、自治に関する基本的な事項を定めたものであることから、条例制定の背景、基本原則やまちづくりについての思いや願いなど特に強調したい場合に、前文が置かれます。

また前文そのものから法的効果を生じるわけではありませんが、個々の条文規定の解釈の指針としての意味合いを持ちます。

- 2 前半部分において、山北町の恵まれた自然環境や歴史と文化にふれ、先人達が守り育んできたこれらの町の財産を後世に引きついでいく必要性を説いています。また後半部分において、「日々の暮らしの中で山北町に住む喜びと誇りを実感できるまち」を目指すべき町の姿として示しています。そして、まちづくりを進める上では、町民、町及び議会が対等な立場で協働してまちづくりを進めていく必要性を説いています。
- 3 「わたしたち」とは、本来町民と表現しても差し支えない部分ですが、自治基本条例策定の趣旨に合わせて、山北町の自治の中心的な担い手としての町民の決意を

宣言する意味を含めてこの表現としています。

- 4 「日々の暮らしの中で山北町に住む喜びと誇りを実感できるまち」とは、日常生活の中で、町民一人ひとりが希望をもって学び、働き、安全安心に暮らすことができるまちのことをいいます。
  
- 5 「まちづくりの基本原則としての・・・」とは、山北町の目指すべきまちのあり方として「日々の暮らしの中で山北町に住む喜びと誇りを実感できるまち」を実現していくために、この条例がその指針となることを意味しています。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、山北町のまちづくりの基本方針を明らかにし、町民の権利及び責務並びに町及び議会の責務を定め、町民一人ひとりが互いに協力して日々の暮らしの中で山北町に住む喜びと誇りを実感できる協働のまちづくりを進めるために必要な事項を定め、自治の推進を図ることを目的とする。

### 第1条解説

- 1 本条は前文の趣旨を踏まえ、この条例の制定目的を明らかにして、目的を達成する手段としての町民、町及び議会についてのまちづくりに関する基本的な事項を定めることを規定しています。  
なお、この条例で言う自治、まちづくり、協働については第3条の用語の定義で定義しています。
- 2 この条例では、山北町の自治の実現を図るために必要なまちづくりの役割や町民の権利及び責務、並びに町及び議会の責務を規定しています。
- 3 「町民の権利」とは、第6条（町民の権利）で定める権利のことです。

(この条例の位置付け)

第2条 この条例は、まちづくりを進めるうえでの基本となるものであり、山北町で別に条例、規則を定める場合は、この条例に定める事項を遵守しなければならない。

2 既に定められている条例及び規則の見直しをする場合には、この条例に定める事項を遵守しなければならない。

## 第2条解説

1 この条例は、山北町の条例や規則においてどのような位置付けとするかについて定めています。

2 ここでは、自治基本条例を遵守することと定めていることから、この条例は山北町における最高規範としての意味合いをもちます。地方自治法の上では条例同士に上下関係がありません。そこで本条で、他の条例や規則を定める場合には本条例の趣旨を遵守することと定めることにより、本条例が山北町における最高規範であると位置付けています。

3 この条例の制定時点で既にある条例及び規則等を、見直しする場合には、この条例で定める事項との整合を図る必要があります。

4 2項にいう「遵守」とは、自治基本条例が施行された時点において自治基本条例に違反する町の他の条例があったとしても直ちに無効になる訳ではありません。

特段の事情がない限り、町は自治基本条例の趣旨に沿って判断し、対応することが求められることとなります。

5 自治基本条例が町の最上位としての位置づけを有することから今後町の条例の体系としては、「自治基本条例⇒個別条例」という、この自治基本条例を頂点とした2段階の階層とすることが考えられます。こうした体系化を図ることにより、山北町ではどの分野にどのような内容の条例を制定する必要があるかなどといったことが明らかになり、その後の条例の整備へとつながるものと考えます。

(用語の定義)

第3条 この条例において、次の各号に定める用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 町民 町民とは、以下の各号に定めるものをいう。
  - ア 町内に在住する者
  - イ 町内に在学する者
  - ウ 町内に在勤する個人及び町内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体
- (2) 町 普通地方公共団体としての山北町の執行機関をいう。
- (3) 議会 山北町議会をいう。
- (4) まちづくり 町民、町及び議会が自ら主体となって、第1条で定める目的を達成するために必要な諸活動をいう。
- (5) 協働 町民、町及び議会がそれぞれの立場を尊重して、互いに協力して活動することをいう。
- (6) 参画 町民が自由意思に基づいて、まちづくりに参加することをいう。
- (7) 地域 町域及び自治会区域等の区域をいう。
- (8) 自治 町民が町政に参加し、その意思と責任に基づき町政が行われるほか、地域の公共的活動を自ら担い、主体的にまちづくりを推進することをいう。

### 第3条解説

1 この条例は、山北町の基本方針を明らかにして町民、町及び議会の基本的事項を定めまちづくりの基本事項を定めることを目的としています。

このため条文の意味を共有できるよう用語の定義をする必要があります。

そこで、まちづくりを進めていく上で、特に重要と思われる用語のみ定義をして、その他の用語については、必要に応じて逐条解説の中で説明しています。

2 (1) 町民とは、山北町の行政区域内に住んでいる人、町内に通学、通勤する人、町内にある事業所及び団体を対象としています。

3 (2) 町とは、普通地方公共団体としての山北町の執行機関を指します。執行機関とは独自の執行権を有し、担任する事務について、自治体としての意思決定を行い外部に意思表示できる機関をいいます。町の代表者である町長と、地方自治法第180条の5の規定によって設置される6つの行政委員会及び委員を指します。(教育委員会・選挙管理委員会・公平委員会・監査委員・農業委員会・固定資産評価審査委員会)。

但し上記の委員会には、住民も含まれるものもあるため、この条例で規定されている各条における町とは、個別内容に対応する町の執行機関があてはまるものとみなします。

4 (3) 議会とは、山北町議会をいいます。

5 (4) まちづくりとは、この条例の目的が達成された状態である自治に至る、さまざまな活動を指します。一例をあげると、地域での防犯活動や福祉活動といった住民相互で支えあう仕組みづくりや活動をいいます。

6 (5) 協働とは、まちづくりを進めるために、町民、町及び議会の三者が連携・協力して取り組むことをいいます。この三者が、お互い対等な立場で、それぞれの役割分担のもと責務を果たすことで、この条例の目的を達成することを目指します。

7 (6) 参画とは、単に参加するだけでなく、まちづくり活動の企画立案の段階から主体的に加わり、活動することをいいます。

※参考：「参加」・「参画」の違いについて

「参加」：自治会活動やボランティア活動等への参加の他パブリックコメント等の意見陳述、アンケート調査への回答において行政活動に加わること。

「参画」：「参加」よりも行政活動への関与の度合いが強く、意見を述べるにとどまらず、会議への参加等意思決定過程への関与等、責任ある役割を任されるような場合のこと。

8 (7) 地域とは、広くは、山北町の町域、狭くは、各自治会の区域をいいます。



9 (8) 自治とは、まちづくりが町民の意思と責任に基づいて進められることをい  
い、憲法 92 条の地方自治の本旨の一つである「住民自治」を意味します。これま  
では、行政がまちづくりを行い町民は公的サービスを受けるという風潮がありまし  
た。しかし現在では、まちづくりの主体は町民であるというこの「住民自治」の考  
えに基づき、地域における様々な課題はその地域の町民が主体的に解決していくこ  
とが大変重要となっています。

まちづくりが町民の意思と責任に基づいて進められるとは、町民自らが主体的に  
まちづくりのルールを定め、活動することを意味します。

※参考：憲法第 92 条の解説

条文「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法  
律でこれを定める。」

憲法第 92 条は、地方自治の本旨として住民自治と団体自治から成り立っていま  
す。大きくは、前者の主体が町民で後者が町が主体であるということです。

住民自治・・・住民自らが地域のことを考え、自らの手で治めること。つまり、  
山北町のことは町民自らで考えてまちづくりを進めることです。

団体自治・・・地域のことは地方公共団体（山北町）が自主性・自立性をもって、  
国の干渉を受けることなく自らの判断と責任の下に地域の実情  
に即して行政を行っていくこと。

## 第2章 基本原則

### (協働の原則)

第4条 町民、町及び議会は、次の各号で定める理念を実現するため、相互に協働してまちづくりを進めることを原則とする。

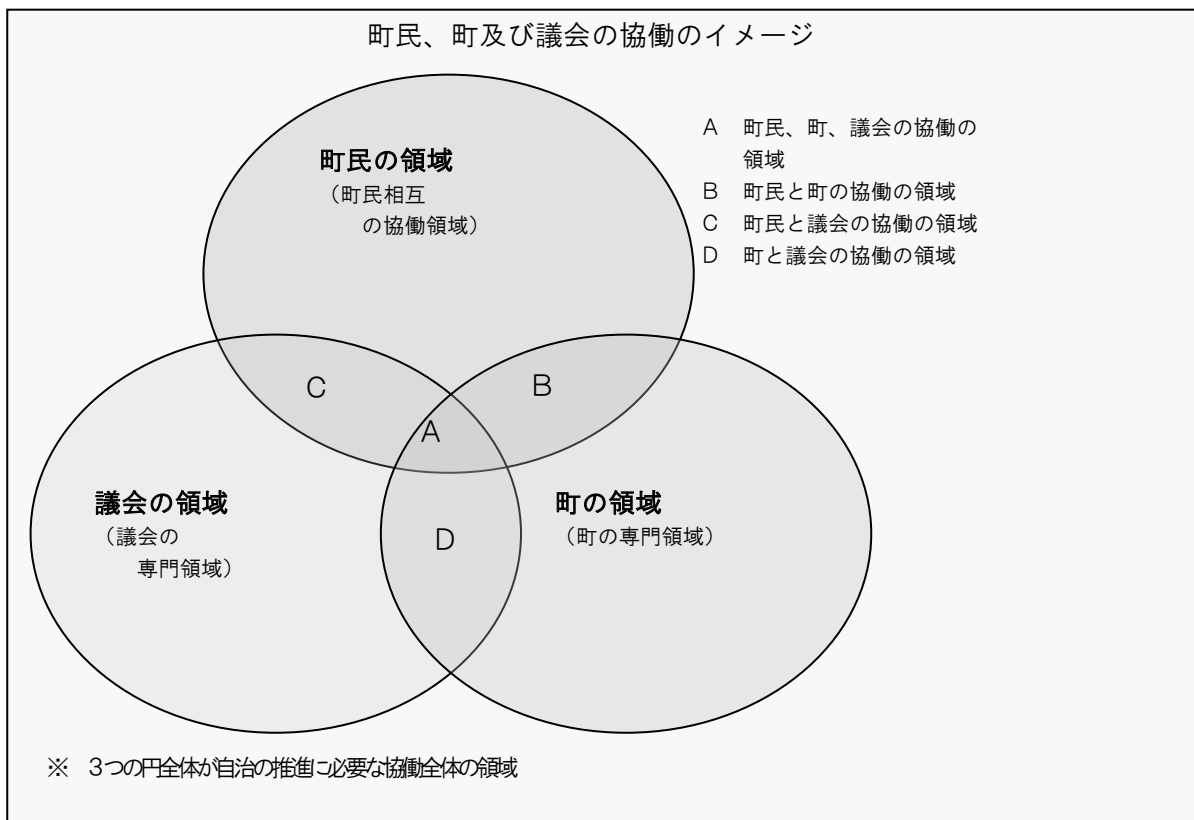
- (1) 町民一人ひとりがより幸せを感じることができるまちづくり
- (2) 町民一人ひとりが安全安心に暮らすことができるまちづくり
- (3) 山北町の豊かな水源や自然を大切に守り育み活用するまちづくり
- (4) 山北町の伝統文化を守り継承するまちづくり
- (5) 相互関係と信頼関係を深め、お互いの知恵と力を出し合うことができるまちづくり

### 第4条解説

- 1 まちづくりは、町民、町及び議会の三者の連携や協力によって推進していくことを原則としています。
- 2 上記の三者は、それぞれ定められた役割と責務のもと、互いに自主性を尊重し、対等な立場で連携して協力することをまちづくりの原則として明確に定めています。
- 3 第1条で定めている目的を補足する意味合いから、(1)～(5)の目指すべきまちづくり像を示しています。
  - (1) は、この条例の目的にあるように、「日々の暮らしの中で山北町に住む喜びと誇りを実感できるまち」を目指すために、各主体の協働や各分野各種施策の実施によって、町民一人ひとりが幸福感を持って暮らすことのできるまちづくりを進めることをいいます。
  - (2) は、安全で安心して生活できる快適な住環境や、町民にとって、福祉の充実したまちづくりを進めるとともに地域の美化活動や景観形成、防犯、防災など、町民、町及び議会が協働して進めるまちづくり活動をいいます。
  - (3) は、前文にもあるように、大切に守ってきた清流や豊かな森林があります。

恵まれた山北町の自然環境を大切に、将来にわたって活用していくまちづくりを進めていくことをいいます。

- (4) は、先人たちが築いてきた山北町の伝統や文化は、私たちの生活に潤いと心のゆとりや安らぎを与えています。この伝統や文化を誇り、育て、将来に渡って継承していくまちづくりを進めていくことをいいます。
- (5) は、町民、町及び議会が、相互理解と信頼関係の下に、それぞれの役割と責務を担いながら相互に協力し補完し合いながら将来に向かってまちづくりを進めていくことをいいます。



(情報共有の原則)

第5条 町民、町及び議会は、協働のまちづくりを実現するために必要な情報の共有をすることを原則とする。

2 町は、個人情報の収集等取り扱いについて、個人情報保護法の定めるところにより適正に行うものとする。

**第5条解説**

1 町民が主体的にまちづくりに参加し、町や議会と対等な立場で協働するためには、町や議会の保有する情報を積極的に町民に提供する必要があります。また逆に町民から町及び議会への情報提供も町民主体のまちづくりのために必要です。このように協働してまちづくりを進めていくうえで、町民、町及び議会が情報を共有する必要があります。ここでは、まちづくりに関する必要な情報について原則として共有することを定めています。

2 情報を共有するためには、情報の公開、提供が必要ですが、その反面、町が保有する個人情報を保護する必要もあります。そこで、本条では、第1項で情報共有の原則を、第2項で個人情報の保護を定め、情報の共有化の適切な実現を図ることとしています。

山北町では、個人情報保護条例が既に制定されているため、個人情報に関する運用は当該条例で行われることとなります。

### 第3章 町民の権利及び責務

#### (町民の権利)

第6条 町民は、自由意思に基づいてまちづくりに参画する権利を有するものとする。

#### (町民の責務)

第7条 町民は、まちづくりに参加する責務を有するものとする。

2 町民は、まちづくりに参画するうえで、他の人の意見や活動等を尊重し、自らの発言又は行動に責任を持つよう努めなければならない。

3 町民は、納税等必要な義務を負うものとする。

#### 第6・7条解説

- 1 本来、町民の「権利」・「義務」と規定するべきところですが、この条例の趣旨目的に照らして、まちづくりへの参加を「義務」とせず、町民自らの意思に委ねる意味合いから「責務」としています。
- 2 地方自治法第10条には、地方公共団体（この条例では山北町のことを指す）の人的構成要素である住民について、地方公共団体を構成する基本であること、地方公共団体の役務（各種行政サービス等）を受ける権利を有すること、負担を分任（権利を受けることができる代わりに、必要な義務が発生する）する義務があることが定められています。
- 3 上記のことから、第6条で、町民の権利を明確にするとともに、第7条で、町民自らも、まちづくりに参画する責務を持ち、発言と行動に責任を持つことの必要性を定めています。2項では町民は、まちづくりに参画する上で、単に自らの意見を主張するだけでなく、他の人の意見も尊重しながら、協働のまちづくりを推進することまた、自らの発言や行動の及ぼす影響を十分考慮したうえで責任ある言動をとることの努力義務を定めています。また3項では、6条でふれたように、町民の権利を認める一方で必要な義務を負うことを明確に定めています。ただし、まちづくりへの参加は町民一人ひとりの自由意志に基づいて行われるものであって、参加を

強制されたり参加しないことにより不当な扱いや不利益を受けるものではありません。

## 第4章 まちづくりと地域活動

(自治会等まちづくりの主体)

第8条 自治会等は、町民が地域で協働のまちづくりを進めるうえでのまちづくりの中心的役割を担うものとする。

2 町民は、自治会の役割を理解して、積極的に活動に参画するよう努めなければならない。

(地域活動の支援)

第9条 町民及び町は、自治会等地域課題の解決の主体としての地域組織の活動支援に努めなければならない。

### 第8条・9条解説

1 まちづくり活動への町民の参画は、自治を実現する上で必要不可欠といえます。その中心的な担い手として自治会等と明示しています。自治会は、地域に住む住民を中心に構成される団体で、防災や防犯など地域の安全を守るための活動をはじめ、地域住民の生活環境の向上を図るための様々な活動を行っており、地域の自治の中心的な役割を果たしています。また自治会「等」には、まちづくりに資する団体も含まれます。

なお自治会「等」に該当するものと思われるものを例示すると以下のとおりです。

①保健福祉関連団体

②NPO法人（非営利団体）

※「NPO法人」 NPOはNon Profit Organization の略で、非営利団体または非営利組織と訳されています。福祉・医療、環境保護やリサイクル、災害復旧等の分野で活躍する、私的利益を目的としない民間の非営利団体・組織のことをいいます。

③山北町のまちづくり活動をする住民グループ

④各種ボランティア団体

⑤その他、山北町のまちづくりに資すると考えられる団体

- 2 また町民は、まちづくりの中心的な担い手である自治会活動の重要性を認識して、積極的にまちづくり活動に参画することを努力義務として定めています。
  
- 3 地域の課題の解決に主体的に取り組んでいる地域組織の活動を支援することは、町民主体のまちづくりの推進につながります。そこで第9条では、町民及び町が地域組織の活動を支援することを努力義務として定めています。



## 第5章 町の役割と責務

### (町長の役割及び責務)

第10条 町長は、町民の信託に応え、協働のまちづくり実現のため誠実に職務を遂行しなければならない。

2 町長は、町の職員を適切に指揮監督するとともに、一人ひとりの資質及び能力の向上を図り魅力あるまちづくりの実現に努めなければならない。

### (町長の説明責任)

第11条 町長は、町政運営及び今後の展望について、町民に説明しなければならない。

### 第10・11条解説

1 第10条では、町の代表として選挙で選ばれた町長は、町民から信託を受けた者としてその信託に応えるべき義務を負っていること、また、町を代表して町政執行を行い、住民及び議会に対して直接責任を負う立場であることから、町政執行に際しては、この条例を尊重し、誠実で公正に職務を遂行することを定めています。

2 町長の責務には、各種法令を遵守し、公正で誠実な町政運営を行う責務を有する意味合いも含まれています。また、昨今の厳しい財政状況に鑑みて効率的な行財政運営をする責務や職員の指揮監督についても含まれています。この条例は、理念型の条例を指向しており、将来を不用意に制約するような具体的規定をできるだけせずに制定しています。

このため町長の役割と責務については性善説にたって本条の規定としています。

3 11条では、町長は情報共有の原則に則って、まちづくりの方向性や重要施策などを町民に説明をすることを定めています。これまでは、施策決定後等の事後の説明に重点が置かれてきましたが、今後は、事前説明や途中経過での説明も必要に応じてする必要があるといえます。

※参考：町長の権限の主なもの

①統括・代表権（地方自治法第147条）

②事務の管理及び執行権（地方自治法第148条・第149条）

③総合調整権（地方自治法第138条の3第3項、第180条の4、第221条1項、第238条の2）

④規則制定権（地方自治法第15条1項）

⑤事務組織権（地方自治法第155条、第156条、第158条）等

### (町の役割及び責務)

第12条 町は、第1条で定めた目的を達成するため、町民との協働を図りながら、まちづくりを推進しなければならない。

2 町は、まちづくりの過程で、町民が参画するように努めなければならない。

3 町は、まちづくりをするうえで、必要な情報を町民に公開するよう努めなければならない。

### 第12条解説

1 町は、行政運営の主体として、町政に対して大きな役割を担っています。町は地方自治法で定められている責務の他に、町民の自主的で主体的なまちづくりを尊重すること、町民主体の町政運営を行うことを定めています。

2 町についても、第10条で規定している町長と同様に、各種法令を遵守し、公正で誠実な町政事務運営を行う責務を有する意味合いも含まれています。また、昨今の厳しい財政状況に鑑みて効率的な行財政運営をする責務も含まれています。

3 第2項では、協働のまちづくりを進めるうえで、まちづくりの町民参画をすすめていくことを規定しています。

具体的には、町が策定する各種事業計画の策定時において、第18条で規定する町民からの意見聴取町民参加型の策定会議の開催やパブリックコメントを実施すること等が想定されます。

4 第3項では、町民がまちづくりに参画する上で、正しい判断に資するために、必要な情報公開をすることの努力義務を定めています。情報の提供は、町民と町の信頼関係を築き、協働のまちづくりを進めていくためには、開かれた町として町民が主体的にまちづくりに関する情報を取得することが必要といえます。

町民自らが考え、行動するためには、町に関する様々な情報やまちづくりに関する考え方等が町民に十分提供されている必要があります。

但し、個人情報や法令で公開されてはならないと定められているものもあります。

(町職員の役割及び責務)

第13条 町職員は、第1条で定める目的達成のため、自らも町職員として積極的にまちづくりに協力するよう努めなければならない。

2 町職員は、公正、誠実かつ効率的に職務を遂行するとともに、自身の職務遂行に必要な能力の向上に努めなければならない。

**第13条解説**

1 町の職員は、地方自治法第154条において、長（町長）の補助機関として位置づけられています。まちづくりに関与する度合いの大きい町職員の果たすべき役割が大きいことから、本条において町職員の責務について規定しています。

また、地方公務員法第30条のサービスの根本基準を遵守するとともに、公共の福祉の向上のため、職務を誠実に果たすことの重要性についても触れています。

2 町の職員は、まちづくりの主体が町民であることを認識して、自らもその一員として、率先して役割を果たすことを規定しています。

町民とともにまちづくりを推進していく立場を認識して、公正、誠実かつ効率的に事務を遂行しなければなりません。この規定は、当たり前のことですが、職員に対して確認の意味も含めてあえて規定しているものです。

また、職務を遂行して、責務を果たし、まちづくりに参画するためには、職員の資質向上はさけて通れないことから職員に自覚と自助努力を促すために規定されています。

(総合計画等各種個別計画)

第14条 町は、まちづくりを中長期的な視点で計画的に推進するため、まちづくりの基本構想及び基本計画（以下「総合計画」という。）を策定しなければならない。

2 町は、総合計画を策定する際には、この条例を遵守しなければならない。

3 町は、総合計画を踏まえ、各種個別計画を策定しなければならない。

**第14条解説**

1 地方自治法の一部を改正する法律が平成23年5月2日に公布されたことにより、旧法第2条第4項で規定されていた市町村の基本構想に関する規定が削除されました。町としては、中長期的かつ計画的なまちづくりを進めていくために、総合計画は今後も必要と考えていることから、策定することを定めています。

※参考：旧法第2条第4項「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない」

2 この条例は、まちづくりにおける最高規範的なものであることから、今後策定される総合計画では、この条例の目的やまちづくりの方向性等整合性を図る必要性があります。

3 個別計画とは、都市計画マスタープラン、地域福祉計画・高齢者福祉計画・介護保険事業計画等各課で策定する事業計画のことをいいます。

### (行政改革大綱)

第15条 町は、第1条で定める目的を達成するために効率的かつ効果的なまちづくりを推進するため、行政改革大綱を策定しなければならない。

2 町は、毎年度、行政改革大綱で定めた項目についての進捗状況を町民に公表するものとする。

### (行政評価)

第16条 町は、効率的かつ効果的な町政運営を行うため、町の実施する施策等の評価を行わなければならない。

2 町は、前項の結果を公表するとともに、政策に反映させるよう努めなければならない。

### 第15・16条解説

1 目的を達成するためには、これまでにふれてきたように、協働によるまちづくりが重要であることは、もちろんですが、町が、効率的かつ効果的に施策を実施するため、常に行政事務の改革改善の不断の努力が必要といえます。そこで、15条では行政改革大綱の策定義務、及び進捗状況の公表を、16条では行政評価の実施を定めています。

2 進捗状況の公表方法については、この条例では詳細には規定はしませんが、広報やホームページでの進捗状況の公表等が考えられます。

3 行政改革大綱とは、行政改革を推進していくための基本となる大きな方向性を定めたもので、この大綱をもとにして、山北町の組織・制度・運営の改革を進めていくための各種計画が作られています。主として合理化・簡素化や職員定数の削減を行い、行政の効率化と行政費用の抑制を図ることを目的としたものです。

4 第16条では、行政評価を行うことにより、計画、実施、評価、見直しといったサイクルを定着させることで、効率的な行政運営を行うことを狙いとしています。また情報共有の原則の観点から、評価の結果をわかりやすく町民に伝える必要が

あります。伝える方法としては、評価結果の広報及び町のホームページへの掲載等が考えられます。

- 5 行政評価の方法としては、計画策定時において、施策毎、事業毎に数値目標を設定して、年度毎に進捗及び達成度評価を行う方法や、総合計画策定時等において住民アンケートを実施して満足度を計測する等が考えられます。

※参考：「行政評価とは」

「行政評価」 行政の施策、事業を評価し（Check）、評価の過程で発見された課題を事業の見直し（Action）や計画・予算等に反映させ（Plan）、新たな目標値を定めて事業を実施（Do）していくという一連のサイクルを通じて効率的かつ効果的な行政運営を図るものです。

(説明責任)

第17条 町は、重要な施策等の企画立案及び実施にあたっては、町民にわかりやすく説明することに努めなければならない。

第17条解説

- 1 町長は情報共有の原則に則って、まちづくりの方向性や重要施策などを町民に説明することを定めています。
- 2 本条は、努力義務としていますが、町は原則として特別な事情がない限り、町民に対して説明責任を果たすことを想定しています。その理由として、町は、町民の信託を受けて業務を行っているため、いわば仕事の依頼主に対して、業務の内容をできるかぎり具体的に説明する必要があるという考え方に基づいています。
- 3 本条の規定及び範囲は広いため、施策や計画策定の計画段階から、実施段階までや、財政状況等まちづくりに関係する事項全般に及ぶことが想定されます。

(町民からの意見聴取)

第18条 町は、重要な計画の策定及び条例の制定等に際し、広く町民の意見聴取をしなければならない。

- 2 町は、総合計画等各種事業計画を策定する場合には、町民参加型の会議等を開催して意見を聴取しなければならない。
- 3 町民は、パブリックコメント制度に基づいて必要な提案を行うことができる。

第18条解説

- 1 第18条は、町が重要な計画策定や条例制定等を実施する場合に、町が一方的に定めるのではなく、協働のまちづくりの観点から、町民に参画の機会を設けるものです。
- 2 2項においては、町で策定する総合計画や各種個別計画策定時には、町民参加型



の策定委員会や会議等を開催して意見聴取する機会を設けることを規定しています。

3 パブリックコメント制度は、この条例で詳細には規定しませんが、一例としては、事業計画策定時に、素案が庁内で決定された段階で、一定期間（例えば1カ月程度）町民に公開して（ホームページでの掲載、役場窓口での公開など）意見を求めるなどが考えられます。意見募集の期間や公開の方法といった具体的内容については、今後、例規等を整備し制度を確立していきます。

4 パブリックコメントとは、町が条例、規則や各種計画等を制定しようとするときに、町民に、意見を求める手続をいいます。従来のように町だけで制定するのではなく、制定過程において町民に諮ることでよりよいまちづくりを目指すものです。

参考：町民からの意見聴取の方法の一例

参加の機会の手法としては、次の表に掲げるものが考えられます。参加（意見）を求める対象の内容などにより、よりふさわしい手法により、参加の機会を設けることが必要です。

町民参加の手法	概 要
パブリック・コメント （町民意見等提出手続）	町の基本的な政策等の策定に当たり、その政策等の趣旨、目的、内容等を町民に公表し、公表したものに対する町民からの意見及び情報（以下「意見等」という。）の提出を受け、提出された意見等の概要及び意見等に対する町の考え方等を公表する一連の手続をいいます。
審議会・委員会等の会議における住民委員の公募 （委員公募）	審議会・委員会等の会議は、本来は行政運営における特定のテーマについて、専門家等により検討を行うものです。法令や規則によって委員の資格が決められていたり、個人の秘密に関する情報を取り扱う場合などを除き、委員として公募町民、関係団体（代表者）等を選考します。これは、住民目線で行政運営を行うために、委員を公募するものです。
公聴会	一般的には、政策等に対して行政が広く町民の意見を聴くための会合を開催し、意見を表明したい町民は事前に申出を行った上で、会合の場に赴き、口頭で意見を表明します。
町民会議	行政の一定の課題やテーマについて検討するため、委員のすべて又は大半を公募により設置します。会議の運営は、組織内に運営委員会等を設置するなどして、自主的に行われます。自治基本条例の制定の過程で設置された策定会議もその一種です。
ワークショップ	町民や専門家など、参加者全員が共通のテーマについて考え、平等かつ自由に意見を出したり、共同作業したりしながら、相互理解や合意形成を図る方法をいいます。

意見交換会	一定数の町民を対象として、直接対話により意見の交換を行います。町民と行政、町民同士などで対話を行います。
シンポジウム フォーラム	シンポジウムを「あるテーマについて、何人かが聴衆の前で意見を述べ、その後参会者と質疑応答を行う形式の討論会」、フォーラムを「あるテーマについて出席者全員が討議に参加する集団討議の形式」とする使い分けも見られますが、どちらも公開の場で、意見を述べて議論を行う形式の討論会をいいます。
アンケート	調査の目的に応じ、特定の対象者から一定の質問項目についての意見を求める調査方法をいいます。対象者は、調査の目的に応じて無作為又は任意で抽出したり、専門家や関係者とすることができます。主には郵送調査や聞き取り調査等ですが、その時々に応じた手法が用いられます。
モニター制度	公募した町民を「モニター」として登録し、町政に関する意見等を聴取する方式をいいます。
ヒアリング方式	聞き手が調査対象者に対して直接面接により、調査の趣旨目的を伝え、聞き取り調査を行う方式をいいます。

## 第6章 議会の役割と責務

### (議会の役割及び責務)

第19条 議会は、町民から選出される議員で構成される町の議決機関であることを認識して、町民の信託に応えなければならない。

2 議員は、町民の代弁者であることを自覚し、あらゆる機会を通じて常に学習し、町民との意見交換に努めなければならない。

### 第19条解説

1 議会に関する規定は、議会において自主的に決定されるべき性質のものですが、まちづくりの主体として議会の果たすべき役割も大きいため、基本的な事項のみ規定しています。例えば、議会活動の公開や、情報公開などは、この条例で定めないものとしします。

2 議会については、日本国憲法や地方自治法に規定されていますが、ここでは、住民の代表者から構成される議事機関としての議会の性格を明確にするために、あえて議会の基本事項を示しています。

3 議会の役割については、地方自治法によって定められている議会の役割に基づき、町的意思決定機関としての責務として、公正・誠実、町民に開かれた議会運営に努める必要があるとともに、町民の代表として、町政が町民の意思を反映し適切に運営されているかどうかを地方自治法第98条及び100条に定められる検査権・監査権・調査権に基づき、常に監視していかなければなりません。

\*地方自治法に定められている議会の主な権限等

- ・議決権（第96条の議決事項として、条例の制定・改廃、予算の決定など15項目）
- ・選挙権（第97条・第103条・第182条）
- ・検閲・検査権及び監査請求権（第98条）
- ・意見書提出権（第99条）
- ・調査権（第100条）
- ・議事の公開の原則及び秘密会（第115条）
- ・長の不信任議決権（第178条）

## 第7章 住民投票

### (住民投票)

第20条 町は、町民生活に重大な影響を与える事項について、町民の意思を直接確認する必要があると認められた場合には、住民投票を実施しなければならない。

2 住民投票の結果は尊重されなければならない。

3 住民投票に関する請求及び発議要件等その他は、別に定めるものとする。

### 第20条解説

1 住民投票とは、町民生活に重大な影響を与える事項について、直接町民の意思を確認するための制度です。まちづくりは、町民と町とが情報を共有し合い、協働による自治を実践することで実現されるのが基本です。住民投票はあくまで地方自治法が基本とする間接民主制を補完するための最終手段として位置づけられます。

2 地方自治法で規定する住民の直接投票は、第76条第3項の議会の解散請求に伴う投票、第80条第3項及び第81条第2項の議員と町長の解職請求に伴う投票が規定されているにとどまっています。

3 地方自治法は、地方公共団体の意思決定を、議会または町長という選挙で選ばれた住民代表機関の権限としています。しかし、地方分権の進展や住民の行政参加意識の高まりから、町長の決定に際して「住民投票の結果を尊重する（参考にする）ものとする」として、諮問住民投票（参考住民投票）を条例で定めるのが通例となっています。

4 住民投票の結果に対して拘束力を持たせることは、条例で住民投票による意思決定（決定住民投票）を規定することとなるため、地方自治法の代表民主制に反する可能性があります。従って、町長は必ずしも住民投票の結果に拘束されるわけではありません。町長は自己の判断により投票結果に反する意思決定をすることもできることから、町長の裁量に委ねられます。

5 この条例では、住民投票の詳細については定めていません。これは、町の住民投票のあり方を十分に議論していない段階で性急に規定を定めることは、この条例の趣旨に反するからで、検討の機会を別に設け、町民参加のもと別に規定を定めることとしています。

6 「町民生活に重大な影響を与える事項」とは、町が行う事務のうち、町民に直接その賛否を問う必要があると認められる事案で、町及び町民全体に直接の利害関係を有するものです。そのため、①町の権限に属さない事項、特定の町民又は地域にのみ関係する事項、②法令の規定に基づき住民投票を行うことのできる事項、③地方税、負担金、使用料及び手数料の負担増減を対象とした事項（直接請求制度での除外事項）、④町の組織、人事及び財務に関する事項については、対象とはなりません。

他自治体で住民投票が行われた例として、原子力発電所の建設、産業廃棄物施設の設置、都市計画事業、市町村合併などがあります。

#### 7 住民投票制度における「個別型と常設型について」

個別型とは、住民の意思を確認する必要がある場合に、長や議員の提案または住民の直接請求により、その都度議会の議決を得て住民投票条例を制定する制度です。

常設型とは、投票資格、投票方法、成立要件など、住民投票を実施するために必要な事項についてあらかじめ住民投票条例に定めておき、実施の要件を満たしていれば速やかに住民投票を実施することができる制度です。

## 第8章 子ども及び高齢者のまちづくりへの参加

(まちづくりへの子どもの参加)

第21条 子どもは、自ら取り組める範囲でまちづくりへの参加をするものとする。

(まちづくりへの高齢者の参加)

第22条 高齢者は、経験を活かしてまちづくりへの参加をするものとする。

### 第21・22条解説

1 条例は、一般的に成人が対象になると捉えられがちですが、この条例は、子どもや高齢者もできる範囲でのまちづくりへの参画を促す観点から、明文化しています。

次代を担う子どもたちには、出来る範囲でのまちづくりへの参加を、高齢者には豊かな社会経験に基づく技術やノウハウを地域に伝え次世代に伝承する役割を担って欲しいとの願いがこめられています。なお子どもには選挙権はありませんが、事案によっては未成年者であっても住民投票の有資格者になることも考えられます。

2 本条の趣旨としては年齢による区分を一義的にするものではなく、町民一人ひとりがまちづくりへの参加をして欲しいという願いから明文化されたものです。

## 第9章 広域連携

(他の自治体との連携)

第23条 町は、他の自治体と広域的な連携を積極的に進めなければならない。

### 第23条解説

1 この条例は、山北町で定めるものですが、地方分権の進展に伴い、地方自治体の自立がこれまで以上に求められており、各自治体のもてる財源や地域資源を有効に活用する必要があります。

全ての課題を単独で解決できるわけではありません。このため、行政区域を超えた共通の課題等他の自治体とも積極的に連携することをここで定めています。

2 1にあるように広域連携をすることによって、山北町単独で福祉の向上を図るよりも他の自治体や国と連携して事務事業を進める方が効率的に住民サービスの質の向上を図ることができます。

## 第10章 条例の見直し

(条例の見直し)

第24条 町は、社会情勢その他、この条例の見直しの必要性を認めた場合、町民の意見を踏まえて必要に応じて施行の日から概ね5年を目途に見直しをすることができる。

### 第24条解説

1 この条例は、町における最高規範として制定していることから、その内容はある程度恒久的な意味合いを持ちます。従って、その内容は軽々しく変更されるべきではありません。

2 しかし、社会情勢が大きく変化するなど、各条文が時代にそぐわない内容になった場合には、条例の見直しは妨げないことを定めています。

山北町の場合には、概ね5年を目途に条例を見直すことを想定しています。

- 3 条例を見直す際には、町だけで検討するのではなく制定時と同様に、住民参加型の検討会議を開催して検討することを想定しています。